

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【公開番号】特開2018-7851(P2018-7851A)

【公開日】平成30年1月18日(2018.1.18)

【年通号数】公開・登録公報2018-002

【出願番号】特願2016-139060(P2016-139060)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/00 3 2 0 M

A 6 1 B 6/00 3 0 0 S

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月21日(2019.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

放射線を照射する放射線発生装置と、

二次元状に配列された複数の放射線検出素子を備え、前記各放射線検出素子から信号値をそれぞれ読み出す放射線画像撮影装置とを備え、

被写体を介して前記放射線画像撮影装置に放射線を照射して放射線画像を撮影する放射線画像撮影システムにおいて、

前記放射線画像撮影装置に対し、連続的に複数の放射線画像の撮影を行う動画撮影制御を行う制御装置を備え、

前記制御装置は、前記放射線画像撮影装置が外部に対して行う通信の通信速度を求め、当該通信速度が既定値以上であることを条件として前記放射線画像撮影装置を前記動画撮影制御の対象とすることを特徴とする放射線画像撮影システム。

【請求項2】

前記制御装置は、前記通信速度に応じて、フレームレートを決定することを特徴とする請求項1記載の放射線画像撮影システム。

【請求項3】

前記放射線画像撮影装置を複数備え、

前記制御装置は、前記通信速度が既定値以上である前記放射線画像撮影装置を前記動画撮影制御の対象として選択することを特徴とする請求項1又は2記載の放射線画像撮影システム。

【請求項4】

前記制御装置は、前記放射線画像撮影装置のバッテリー残量を求め、当該バッテリー残量が既定値以上であることを条件として前記放射線画像撮影装置を前記動画撮影制御の対象とすることを特徴とする請求項1から3のいずれか一項に記載の放射線画像撮影システム。

【請求項5】

前記制御装置は、前記放射線画像撮影装置の画像データを保存するメモリの空き容量を求め、当該空き容量が既定値以上であることを条件として前記放射線画像撮影装置を前記動画撮影制御の対象とすることを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載の放射

線画像撮影システム。

【請求項 6】

前記制御装置は、前記放射線画像撮影装置の前記動画撮影制御に対応する機能の有無を求める、前記動画撮影制御に対応する機能を有することも条件として前記放射線画像撮影装置を前記動画撮影制御の対象とすることを特徴とする請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の放射線画像撮影システム。

【請求項 7】

前記放射線画像撮影装置は通信ケーブルを通じて外部に対して通信を行う有線通信部と無線で外部に対して通信を行う無線通信部とを備え、

前記制御装置は、前記通信ケーブルを用いた場合には、有線通信による通信速度が既定値以上であることも条件として前記放射線画像撮影装置を前記動画撮影制御の対象とすることを特徴とする請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の放射線画像撮影システム。

【請求項 8】

連続的に複数の放射線画像を撮影する動画撮影を行う放射線画像撮影システムであって、

配列された複数の放射線検出素子と、外部と通信を行う通信部とを有する放射線画像撮影装置と、

前記放射線画像撮影装置を制御する制御装置と、を備え、

前記制御装置は、前記放射線画像撮影装置の前記通信部が外部に対して行う通信の通信速度を算出し、算出した前記通信速度に基づいて、設定されたフレームレートでの動画撮影が可能か否かを判定することを特徴とする放射線画像撮影システム。

【請求項 9】

前記制御装置は、算出した前記通信速度に基づいて、設定可能なフレームレートの値を算出することを特徴とする請求項 8 に記載の放射線画像撮影システム。

【請求項 10】

前記制御装置は、設定されたフレームレートでの動画撮影が可能か否かの前記判定の結果、又は、算出した前記設定可能なフレームレートの値を表示する表示部を有することを特徴とする請求項 8 又は 9 に記載の放射線画像撮影システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項 7 記載の発明は、請求項 1 から 6 のいずれか一項に記載の放射線画像撮影システムにおいて、

前記放射線画像撮影装置は通信ケーブルを通じて外部に対して通信を行う有線通信部と無線で外部に対して通信を行う無線通信部とを備え、

前記制御装置は、前記通信ケーブルを用いた場合には、有線通信による通信速度が既定値以上であることも条件として前記放射線画像撮影装置を前記動画撮影制御の対象とすることを特徴とする。

請求項 8 記載の発明は、放射線画像撮影システムにおいて、

連続的に複数の放射線画像を撮影する動画撮影を行う放射線画像撮影システムであって、

配列された複数の放射線検出素子と、外部と通信を行う通信部とを有する放射線画像撮影装置と、

前記放射線画像撮影装置を制御する制御装置と、を備え、

前記制御装置は、前記放射線画像撮影装置の前記通信部が外部に対して行う通信の通信速度を算出し、算出した前記通信速度に基づいて、設定されたフレームレートでの動画撮影が可能か否かを判定することを特徴とする。

請求項 9 記載の発明は、請求項 8 に記載の放射線画像撮影システムにおいて、
前記制御装置は、算出した前記通信速度に基づいて、設定可能なフレームレートの値を
算出することを特徴とする。

請求項 10 記載の発明は、請求項 8 又は 9 に記載の放射線画像撮影システムにおいて、
前記制御装置は、設定されたフレームレートでの動画撮影が可能か否かの前記判定の結
果、又は、算出した前記設定可能なフレームレートの値を表示する表示部を有することを
特徴とする。